

カルテ等の開示を希望される方へ

令和7年2月1日作成

当院は、患者さんの病気について十分説明するよう努めていますが、診療内容についてもっと詳しくお知りになりたい方は、カルテやエックス線写真などを医師の説明とともに閲覧したりコピーを受け取ることもできます。

カルテ等の開示は、患者さんに病気や診療の内容を十分にご理解いただき、医師と相互に信頼関係を保ちながら病気を治していくことを目的としておりますので、原則として開示の対象は患者さんご本人です。

詳しくはこの資料をお読みいただき、わからない点についてはお気軽にお尋ね下さい。

【取扱い窓口】

- 正面玄関を入り、右側受付・総合案内の後方事務室・医事課です。
- 平日8時30分から17時まで、医事課職員がご相談に応じます。

【閲覧やコピーを交付できる記録】

- カルテ・検査成績表・看護記録・エックス線写真などです。

【閲覧やコピーの交付を受けることができる方】

- 患者さんが成人で判断能力がある場合は、患者さんご本人。
- 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができます。
- 患者さんご本人から代理権を与えられた親族の方。
- 患者さんが成人で判断能力に乏しいと判断された場合は、実際に患者さんの世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者の方。

【カルテ等の開示を求める手続き】

- 患者さんご本人の場合は「診療記録等の開示申請書」に必要事項を記入し提出してください。
- 患者さん以外の方が申請する場合は、「診療記録等の開示申請書」と患者さんご本人の署名による「委任状」が必要です。
- 手続きが終わりましたら、後日病院長から開示の可否についての通知を送付いたします。申請書が提出されても開示ができない場合がありますのでご了承願います。

【開示が可能な場合】

- 通知書には閲覧やコピーができる記録の種類などが記載されていますのでご確認ください。
- 開示する日時、開示場所等が記載されていますので指定事項は必ずお守りください。ご都合がつかない場合はお早めに窓口までご連絡願います。

【開示が決まったら】

○開示当日に、閲覧して説明を受ける方は申請者お一人です（原則として患者さんご本人又は代理の方となります）。

【カルテ開示に伴う費用】

○開示等に伴う費用につきましては、別表にもとづいて請求させていただきますので会計窓口でお支払いください。

秋田県厚生農業協同組合連合

湖東厚生病院

住所 秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字貝保 98 番 1

電話 018-875-2100

FAX 018-875-5269

【別表】

診療記録等開示に関わる費用（料金表）

開示手数料		500 円（税込 550 円）
療録等のコピー （1 枚につき）	モノクロ	20 円（税込 22 円）
	CD-R	1,000 円（税込 1,100 円）
エックス線写真等のコピー （1 枚につき）	CD-R	1,000 円（税込 1,100 円）

医師立会いに関わる費用

医師・歯科医師立会い説明	5,000 円（税込 5,500 円）※30 分まで 以降 30 分毎に 5,000 円（税込 5,500 円）加算
--------------	---